

S D S

1.化学物質等及び会社情報

製品名:	ソイルプロテクト C
会社名:	株式会社ステップソリューション
住所:	大阪府羽曳野市河原城 739-2
担当部門:	品質管理部
電話番号:	(0729)78-8203
FAX 番号:	(0729)78-8208
緊急連絡先:	涌田 幸助
電話番号:	(080)4706-0128
推奨用途:	コンクリート用の浸透性吸水防止剤
使用上の注意:	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家の判断を仰ぐこと。

2.危険有害性の要約

特有の危険有害性： 危険物第 4 類第 2 石油類（消防法 危険物）
引火性物質（労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物）

危険有害性分類区分

引火性液体：区分 3
急性毒性（経口）：区分外
皮膚腐食性 / 刺激性：区分 2
眼損傷性 / 刺激性：区分外
皮膚感作性：区分外
生殖細胞変異原性：区分外

生殖毒性：区分外

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露：)区分 3

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)：区分 2

吸引性呼吸器有害性：区分 1

水生環境有害性(急性：)区分 1

水生環境有害性(慢性)：区分 1

危険有害性ラベル要素



注意喚起語：危険

危険有害性情報：

引火性液体および蒸気

皮膚刺激・呼吸器への刺激のおそれ、または眠気およびめまいのおそれがある。

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ水生生物に毒性。

長期的影響により水生生物に毒性

注意書き： 予防策

熱源・着火源から遠ざけること。

防爆型の電気機器 / 換気装置 / 照明機器等を使用すること。

容器を接地すること。

火花を発生しない工具を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

取り扱い後はよく手を洗うこと。

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。

粉塵またはミストを吸入しないこと。

保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

対応： 環境への放出を避けること。

吸入した場合： 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。

皮膚（または髪）に付着した場合： 汚染された衣類をすべて脱ぐこと / 取り除くこと。

皮膚に付着した場合： 多量の水と石鹸で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当てを受けること。

飲み込んだ場合： 直ちに医師に連絡すること。

火災の場合には、消火に有効な消火剤を使用すること。

漏出物を回収すること。

保管： 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

涼しい所/換気の良い場所で保管すること。

施錠して保管すること。

廃棄： 内容物/容器を産業廃棄物処理業者に委託して廃棄すること。

3.組成及び成分情報

■物質の特定

単一製品、混合物の区分： 混合物

成分及び含有量： シリコーンの混合物 5～20%・フッ素樹脂 0.1～10%・ストッダード溶剤
75～90%

国連分類及び国連番号： クラス 3（引火性液体）・ 1 2 6 3

C A S N o : 混合物・企業秘のため記載できない毒物劇物取

締法： 非該当

4. 応急措置

吸入した場合： 新鮮な空気の場合に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。

皮膚に付着した場合： 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼水で洗う。

目に入った場合： 清浄な水で数分間注意深く洗う。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。
 15分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合： 口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。
 医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

消火剤： 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。
 霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。棒状水の使
 用は、火災を拡大し危険な場合がある。消火作業の際は、風上
 から行い必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定されるは
 不浸透性の保護具及び手袋を着用する。
 周囲の設備等に散水して冷却する。
 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

6. 漏出時の措置

保護具及び緊急時措置： 作業の際には、保護具を着用する

付近の着火源となるものは やかに取り除く。

下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。

海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。

止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し安全を確認する。

蒸発しやすいので、やかに全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。

危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。

少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。

漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、やかに関係機関に通報する。

着火源となるものを やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い： 指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。

熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

皮膚に直接触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。

静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。

容器から取り出す時は細管を用いて口で吸い上げてはならない。

ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。

局所排気・全体換気： 室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行い必要に応じて換気装置をつける。

注意事項： 製品から発生した蒸気は滞留しやすいので、換気及び火気などへの注意が必要である。

取扱注意事項： ハロゲン類、強酸、アルカリ、酸化性物質と接触しないよう注意する。

保管： 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管する。

熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管する。

指定数量を超える場合は、保管場所に施錠して保管する。

8.暴露防止及び保護措置

設備対策： ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。

取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

管理濃度： 規定なし

許容濃度： 日本産業衛生学会

現在のところ有用な情報無し。

ACGIH(未設定)

保護具： 呼吸器の保護具：通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク

(有機ガス用)を着用する。

手の保護具： 長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。

目の保護具： 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具： 長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業着を着用する

9. 物理的及び化学的性質

形状：	液体
色：	無色
臭い：	薄い石油臭
引火点：	45℃
発火点：	287℃
比重：	0.82

10. 安定性及び反応性

安定性：	常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性：	強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件：	混触危険物質との接触。
混触危険物質：	ハロゲン類、強酸、アルカリ類、酸化物質と接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物：	燃焼の際は煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

11. 有害性情報

商品

急性毒性（経口）：	ラット LD50・2000mg/kg 以上（推定値）
急性毒性（経皮）：	長期又は繰り返し接触する場合には刺激性がある恐れ有り。
皮膚腐食性/刺激性：	基油について、ウサギの皮膚に4時間適用した試験において中程度の刺激性および軽度の浮腫が認められたとの記述がある。
眼に対する重篤な損傷性/刺激性：	ウサギの眼に適用した試験において24時間後には眼の反応が消失したとの記述がある。
呼吸器感作性：	有用な情報なし。
皮膚感作性：	データ無し
吸引性呼吸器有害性：	区分1

12.環境影響情報

生態毒性

- 急性毒性： 甲殻類(オオミジンコ) 48 時間 LC50 0.42-2.3mg/L(基油)。
混合物については、混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。
- 慢性毒性： 混合物の分類に基づき、危険有害性の区分を分類した。

13.廃棄上の注意

- 廃棄方法： 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共
団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

- 国内規制： 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った
容器、積載方法により輸送する。
- 国連番号： 1 2 6 3
- クラス： 3
- 梱包等級(PG)： III
- 陸上輸送： 消防法 危険物第 4 類第 2 石油類・危険等級 III
- 労働安全衛生法： 危険物引火性の物
- 海上輸送： 船舶安全法 告示別表第 1・引火性液体類
- 航空輸送： 航空法 告示別表第 1・引火性液体類
運送容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の
表示をする。

輸送の特定の安全対策及び条件：容器が著しく摩または動揺を起こさないように運搬する。指定数量
以上を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより、当該車両
に標識を掲げ、消火設備を備える。

15.適用法令

消防法：	危険物・第4類第2石油類非水溶性液体・危険等級Ⅲ
安衛法：	第3種有機溶剤等，名称等を表示すべき有害物 (キシレン 0.5%未満) 名称等を通知すべき有害物，危険物・引火性の物 ミネラルスピリット（石油系炭化水素）
PRTR法（化管法）：	第1種指定化学物質
水質汚濁防止法：	油分排出規制
下水道法：	鉱油類排出規制
海洋汚染防止法：	油分排出規制
廃掃法：	特別管理産業廃棄物
船舶安全法：	引火性液体類
航空法：	引火性液体

16.その他の情報

安全衛生情報センター「GHS対応モデルラベル・モデルMSDS情報」

独立行政法人製品評価技術基盤機構「GHS関連情報」

日本規格協会(JIS) JIS Z 7250：2005「化学物質等安全データシート（MSDS）」

同上 JIS Z 7251：2006「GHSに基づく化学物質等の表示」

Toxicological Profile for Automotive Gasoline (ATSDR, 1995)

PATTY, 5th (2001)

Hazardous Substances Data Bank, GASOLINE (2004)

商品安全データシートは、現時点で入手出来る情報に基づき当製品の取扱、使用、保管、運搬、廃棄等を安全に行なって頂くために作成された物で、保証をする物ではありません。

製品を取扱う事業者は、これを参考として自らの責任において、実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。